

令和5年度 〔自 令和5年1月1日〕
 〔至 令和5年12月31日〕

通常総会資料

埼玉県LPガス政治連盟

事 業 報 告

埼玉県L P ガス政治連盟

当政治連盟は、本年度も埼玉県L P ガス協会との緊密な連携のもとに政治団体としての対応を図り、組織の充実強化に努めた。

本年度は8月に埼玉県知事選挙が実施されたことから、候補者に対し支援活動を行った。

また、9月に自由民主党埼玉県支部連合会へ、公立高等学校体育館等へのL P ガス仕様GHP（ガスヒートポンプ）エアコンの設置および埼玉県防災基地や避難所等における、L P ガス用の業務用燃焼器具の備蓄等について要望書を提出した。

なお、当連盟は政治資金規正法に基づく政治団体であるため、今年度もこれらの事業活動を取りまとめ、選挙管理委員会に報告した。

収 支 計 算 書

自 令和 5年 1月 1日
至 令和 5年12月31日

埼玉県LPガス政治連盟

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	決 算 額	科 目	決 算 額
	円		円
組 織 活 動 費	140,000	会 費	953,000
全 政 連 負 担 金	1,044,000	雑 収 入	3,105
雑 費	3,080	受 取 利 息	7
		繰 越 金	691,888
支 出 合 計	1,187,080	収 入 合 計	1,648,000
次 期 繰 越 金	460,920		
合 計	1,648,000	合 計	1,648,000

令和 5 年 度 会 費

埼玉県LPガス政治連盟

支 部 名	会 員 数	会 費	内 訳			
			卸 (5,000円)		販 売 (1,000円)	
さいたま	114	138,000	6	30,000	108	108,000
川 口	66	82,000	4	20,000	62	62,000
南 東 武	56	80,000	6	30,000	50	50,000
北 東 武	56	64,000	2	10,000	54	54,000
南 埼	22	22,000	0	0	22	22,000
熊 谷	51	67,000	4	20,000	47	47,000
深 谷	27	31,000	1	5,000	26	26,000
本 庄	34	38,000	1	5,000	33	33,000
鴻 巣	25	25,000	0	0	25	25,000
東 松 山	30	30,000	0	0	30	30,000
秩 父	46	50,000	1	5,000	45	45,000
北 埼	19	27,000	2	10,000	17	17,000
行 田	30	38,000	2	10,000	28	28,000
加 須	26	26,000	0	0	26	26,000
西 武	56	80,000	6	30,000	50	50,000
所 沢	37	37,000	0	0	37	37,000
川 越	35	35,000	0	0	35	35,000
坂 戸	28	28,000	0	0	28	28,000
朝 霞	43	55,000	3	15,000	40	40,000
本 部 扱	0	0	0	0	0	0
計	801	953,000	38	190,000	763	763,000

監 査 報 告

令和5年度埼玉県LPガス政治連盟収支計算書関係証憑書類を監査の結果、正確であることを認めます。

令和 6年 4月17日

監 事

長島 祥一郎 

同

杉本 優典 

埼玉県L P ガス政治連盟規約

(名 称)

第 1 条 本連盟は「埼玉県L P ガス政治連盟」と称す。

第 2 条 本連盟の事務所をさいたま市浦和区高砂1丁目2番1-410号(社)埼玉県L P ガス協会内に置く。

(目 的)

第 3 条 本連盟は埼玉県内におけるL P ガス販売業者及び関連業者の企業の安定と社会的使命達成を図るために政治活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本連盟は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 政治資金規正法に基づく政治活動
- 2 行政官庁及び自治体等に関する建議陳情
- 3 全国L P ガス政治連盟支部的業務及び関連団体との連絡提携
- 4 本連盟の目的達成に協力する者の政界進出に対する後援
- 5 その他目的達成に必要な事業

(会 員)

第 5 条 本連盟の会員は次の通りとする。

- 1 正会員
(社)埼玉県L P ガス協会員にして本連盟に加盟した個人
- 2 賛助会員
本連盟の趣旨に賛同した個人

(加入及び脱会)

第 6 条 本連盟に加入しようとする者は別に定める加入申込書に当該年度会費を添えて
申込むものとする。

第 7 条 本連盟を脱退しようとする者は年度末2ヶ月前に書面により本部に届出るもの
とする。

(会 費)

第 8 条

- 1 会員は別に定める会費を納入するものとする。
- 2 既納の会費は理由の如何を問わず返戻しないものとする。

(役 員)

第 9 条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
会計責任者	1 名
監 事	2 名

- 2 会長は必要と認めるときは理事会の議を経て名誉会長を置く事ができる。

(役員を選任)

第 10 条 会長・副会長は理事会において互選により選出する。

- 2 理事は協会支部毎に推薦し、総会において選出する。
- 3 会計責任者及び監事は総会において選出する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は前任者の残存期間とする。
- 3 役員は任期満了の場合においても後任者の就任までなおその任務を行うものとする。

(役員任務)

第 12 条 会長は連盟を代表し業務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは予め定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会において連盟の重要事項を審議する。
- 4 会計責任者は政治資金規正法に基づき本連盟の会計を担当する。
- 5 監事は本連盟の経理を監査する。

(総 会)

第13条 総会は年1回の通常総会および必要に応じて開く臨時総会とする。

2 総会は会員をもって構成する。

3 総会の議長はその都度出席者の内から選出する。

4 総会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会員は書面または代理人をもって議決権を行使することができる。(但し代理委任は本連盟加入者に限るものとする。)

6 総会の招集は会長がこれを行う。

(役員会)

第14条 役員会は監事を除く全役員をもって構成し、本連盟の運営に関する重要事項を審議決定する。

但し、会長において監事の出席を必要と認める場合は参加するものとする。

2 役員会の議決は役員の過半数が出席し、その過半数をもって議決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 書面または代理人をもって議決権を行使する場合は総会と同じとする。

4 役員会の招集は会長が行い、会長が議長となる。

(経 理)

第15条 本連盟の運営管理は会費、寄附金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第16条 本連盟の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(顧問および相談役)

第17条 本連盟の顧問および相談役を置くことができる。その場合は役員会の議を経て会長が委嘱する。

(委員会等の設定)

第18条 本連盟の事業遂行のため必要と認めるときは、会長は役員会に諮り委員会等を設定することができる。

(規約の改訂変更)

第19条 本連盟の規約の改訂・変更は総会の議決によるものとする。

(附 則)

この規約は、平成元年度から施行する。

この規約は、平成7年度から施行する。

この規約は、平成15年度から施行する。

別 紙

埼玉県LPガス政治連盟会費

本連盟会費は次の区分により年間会費を年度始めに納入するものとする。

区 分	個人当たり負担額
卸 売	5,000円
小 売	1,000円
賛 助 会 員	2,000円